

軽自動車税（種別割）の税率（税額）

国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、平成28年度から軽自動車の税額が変わっています。

1 平成28年度からの「原付、二輪、小型特殊等」の税額

車両区分		税率（年税額）	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc（50cc以下）	1,000円	2,000円
	90cc（50cc超90cc以下）	1,200円	2,000円
	125cc（90cc超125cc以下）	1,600円	2,400円
	ミニカー（50cc以下）	2,500円	3,700円
軽二輪	250cc（125cc超250cc以下）	2,400円	3,600円
小型二輪自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕用（トラクター、田植機、コンバイン等の乗用のもの）	1,600円	2,400円
	その他（フォークリフト等）	4,700円	5,900円
雪上車		2,400円	3,600円

2 平成28年度からの「軽自動車（三輪及び四輪以上のもの）」の税額

- ① 平成27年4月1日以降に新車登録された軽自動車について、標準税率が変わっています。
- ② 新車登録から13年を経過した軽自動車について、地球環境を保護する観点から、特例措置（グリーン化特例「重課」）を適用します。ただし、電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリット及び被牽引車の各車両は重課の対象外です。

車両区分			税率（年税額）		
			平成27年3月31日以前 に新車登録をした車両	平成27年4月1日以降に 新車登録をした車両	新車登録から13年経過 した車両
			旧標準税率	① 新標準税率	② 重課税率
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
以上	貨物用（軽トラック、軽箱バン）	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪			3,100円	3,900円	4,600円

※1 「新車登録」とは、自動車検査証の「初度検査年月」欄に記入された年月（その車両が最初に登録を受けたとき）のことです。

※2 軽自動車税は、4月1日時点の状況により、その年度1年分が課税されます。

3 軽自動車を購入した時期による税額（軽四輪の乗用車の場合）

◆具体例

	平成27年3月31日までに車両を所有している場合の税額		平成27年5月に新車を購入した場合の税額	平成27年5月に中古車を購入した場合の税額
	平成20年5月新車登録の場合	平成27年3月新車登録の場合	平成27年5月新車登録の場合	平成20年5月新車登録の場合
H21年度	H21年度～R3年度 各年度 7,200円			
↓				
H26年度				
H27年度				
H28年度				
↓	H27年度～R9年度 各年度 7,200円	H28年度～R10年度 各年度 10,800円	H28年度～R3年度 各年度 7,200円	
R3年度				
R4年度				
↓	R4年度～ (重課税率) 各年度 12,900円	R10年度～ (重課税率) 各年度 12,900円	R11年度～ (重課税率) 各年度 12,900円	
R9年度				
R10年度				
R11年度				
↓				

4 2019年度 軽自動車税 グリーン化特例「軽課」の見直し

消費税率引上げに配慮し従前の「軽課」の特例が延長された後、2021年度及び2022年度に購入する自家用の乗用車（登録車・軽自動車）について、自動車の燃費性能等に応じて、購入した翌年度に課税される軽自動車税（種別割）の税率を軽減する特例の適用が、電気自動車等に限定されます。

◆グリーン化特例「軽課」による自家用の乗用車（登録車、軽自動車）に係る軽減割合

軽自動車の燃費性能等	2019年4月から2021年3月までの間に購入した場合	2021年4月から2023年3月までの間に購入した場合
電気自動車等	税率を概ね75%軽減	税率を概ね75%軽減
★★★★かつ2020年度燃費基準+30%達成車	税率を概ね50%軽減	軽減なし
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車	税率を概ね25%軽減	